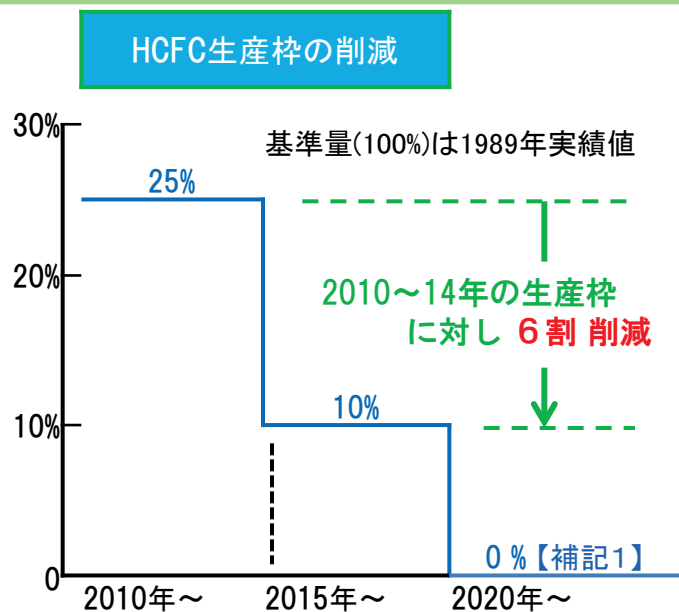


HCFC(R22冷媒等)の国内生産 削減・全廃のお知らせ

オゾン層破壊物質であるHCFC類は2010～2014年の年間生産枠に対し以下の通り削減されます。

6割削減(生産枠4割へ) **2015年1月1日から**
生産ゼロ化【補記1】 **2020年1月1日から**



この削減・全廃は政府間国際協定（モントリオール議定書；1987年）及びオゾン層保護法（1988年制定）に基づくもので、既にCFC(R12、R502等)の生産は1996年に全廃されています。

なお、国内の冷凍空調機器メーカーは既にR22対応製品から代替冷媒製品の生産・販売へ移行済みです。

また 経産省・環境省は改正フロン法【補記2】に基づくフロン類再生業の準備に着手しています。
(再生量は該当するフロン類の廃棄量等に制約されます。)

【補記1】モントリオール議定書では、2020年時点で現存する冷凍空調機器への補充用途のHCFCに限り2029年末まで生産を認める特例が存在します。ただし、通商産業省化学品審議会オゾン層保護対策部会中間報告(平成8年3月14日)においては、上記の補充用途も含めて、2020年のHCFC生産・消費量の削減・全廃を目標とすることとされています。

【補記2】フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成25年6月12日公布 法律第三十九号）。なお、再生されるフロン類はモントリオール議定書の削減・全廃の対象となりませんが、再生量はフロン類の廃棄量と回収率、再生設備等に制約されます。